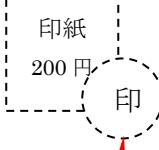


産業廃棄物処理委託契約書



排出事業者 有限会社 ○Xガラス店 (業種:建設業、小売業など) (以下「委託者」という。)と、熊本市(以下「受託者」という。)は、委託者の事業場から排出される産業廃棄物の処分に関して次のとおり契約を締結する。

代表者の印

(委託内容)

第1条 委託者が、受託者に処分を委託する産業廃棄物の種類及び処分予定量は、その種類及び受託者の処分方法ごとに次の表に掲げるとおりとし、受託者は、委託者から委託された産業廃棄物を処理施設ごとに次のとおり処分する。

なお、委託者が受託者に処分を委託することができる産業廃棄物の種類及び量は、熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成2年12月28日条例第98号。以下、「条例」という。)第15条第1項の規定に基づき告示により定められた持ち込み基準に適合するものとする。

	処理施設名称	所在地	処分方法	処理能力	種類及び処分予定量	廃棄物の具体的内訳
1	東部環境工場	熊本市東区戸島町 2570番地	焼却	600t/日	廃プラスチック類 紙くず・繊維くず (総量) の植物性残さ	(塩ビ管、発泡スチロールなど)
2	西部環境	紙くず・繊維くずは建設業(内装工事や土木工事含む)から出るものに限ります。建設業以外の業種については0tと記入してください。			2t/年 0t/年 0t/年	
3	扇田環境	1567番地		排水処理設備 400m³/日	廃プラスチック類(環境工場で処理困難なものに限る)・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず(総量) 2t/年	(割れた窓ガラスなど)

2 前項の産業廃棄物の処理施設への運搬は委託者自らが行うか、委託者が運搬を委託する場合においては、次の収集運搬業者が運搬を行う。

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

○△商事株式会社 代表取締役 ○△一郎

住所 熊本市〇〇区〇〇5丁目1-20

許可の有効期限 令和〇年×月△日

事業の範囲 収集運搬業(積替え保管を除く。)産業廃棄物の種類:金属くず、廃プラスチック類

許可の条件 なし

許可番号 第XXXXXX号

3 委託者は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し受託者または前項の収集運搬業者に交付する。受託者は、産業廃棄物の搬入の都度、委託者から交付又は前項の収集運搬業者から回付されたマニフェスト伝票を確認する。

排出事業者自らが運搬(持ち込み)する場合は記入不要。

(焼却残さの最終処分を行う場所)

第2条 委託者から委託を受けた産業廃棄物を焼却した後の焼却残さの最終処分を行う場所は、前条の表の3の項第1欄に掲げる扇田環境センターとする。当該処理施設の所在地、当該焼却残さの処分方法及び当該最終処分場の処理能力は同表の3の項第2欄、第3欄及び第4欄に掲げるとおりである。

(義務と責任)

第3条 委託者の義務及び責任は次のとおりとする。

- (1) 委託者は、受託者の要求に従い、処分を委託する産業廃棄物の種類、発生工程、性状(形状、成分、有害物の有無、臭気)、荷姿及び排出数量等の必要な情報を通知する。
- (2) 委託者は、受託者が行う廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質を委託者が処理委託する産業廃棄物に混入しないよう注意する。万一混入したことにより受託者の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのある場合には、受託者は委託物の引き取りを拒むことができる。この場合において委託者は委託手数料の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

- (3) 委託者は、委託者の排出した産業廃棄物を受託者の事業場へ適正に搬入するために、適正な委託契約のもとで、収集運搬業者を指図し監督する義務を負う。
- (4) 委託者は、受託者の条例第15条第1項の規定に基づき告示により定められた内容に従い産業廃棄物を持ち込むこととする。
- 2 受託者の義務及び責任は次のとおりとする。
- (1) 受託者は、委託者から委託された産業廃棄物を、受託者の事業場における受け入れから、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。
この間に発生した事故については、その原因が委託者の責に帰すべき場合を除き、受託者が責任を負う。
- (2) 受託者は、委託者から委託された業務が終了した後、業務終了報告書としてマニフェスト伝票を委託者に返す。

(手数料等)

第4条 委託者の委託する産業廃棄物の処分業務に関する委託手数料は、条例別表第1に定めるとおりとする。

2 委託者は、受託者からの委託手数料の請求に対し、搬入後直ちに現金にて支払う。ただし、受託者がその他の方法を指示した場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第5条 委託者、受託者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき委託者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を受託者が完了していないときは、当該産業廃棄物を委託者、受託者双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

(協議)

第6条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度当事者が誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

(契約期間)

第7条 この契約は、有効期間を契約締結日から当該年度末までとし、有効期限の1か月前までに、当事者の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件（有効期間に関する条件を除く。）で更新されたものとする。この場合の有効期間は4月1日から当該年度末までとする。

この契約の成立を証るために本書2通を作成し、委託者、受託者は各々記名押印のうえ各1通を保有する。

(令和 年 月 日) ←記入しない		
委託者	郵便番号 住 所 氏 名 代 表 者 電 話	860-〇〇〇〇 熊本市〇△区〇△3丁目10番20号 有限会社〇×ガラス店 代表取締役〇×良一 096-〇〇〇-□□□□
受託者	郵便番号 住 所 氏 名 代 表 者 電 話	〒860-8601 熊本中央区手取本町1番1号 熊本市 熊本市長 大 西 一 史 096-328-2359

(印)
代表者の印